大阪国際大学

学生総合保障制度のおすすめ

（こども総合保険）

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

個人・受託品賠償 国内無制限

学生総合保障制度の特長

- ☑ 補償期間中、**1日24時間**（学校の休みの日も）補償します。
- ☑ 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英・学資費用**を補償します。
- ☑ お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。
 示談交渉サービス*がセットされています。
 *示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。
 国内のみのサービスとなります。
- ☑ お子様が**ケガ**をした場合に補償します。
- ☑ **ニーズに応じたプラン**をご用意しています。
- ☑ **「健康」「医療」「弁護士」相談サービス**が受けられます。
- ☑ **細菌性食中毒**または**ウイルス性食中毒**を補償します。



申込締切日

2027年3月29日（月）

（郵便払込用：B-260306）

2700032

保護者のご希望をカタチにした

『学生総合保障制度』 です。

（補償内容の詳細は、補償概要にてご確認ください。）

■基本補償

●個人・受託品賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。なお、他人の物に対する補償は、その物に時価額を超える損害が発生し、かつ、その物が修理・再取得されたことが確認できる場合は、その超過額に過失割合を乗じた額も最大５万円を限度に補償します。
※学校管理下中の事故は法律上の損害賠償責任が生じないことがあります。また自動車等の所有・使用・管理に起因する事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲や補償の詳細は補償概要でご確認ください。
●被害者見舞費用補償
個人・受託品賠償責任補償において、引受保険会社により被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判断された場合に限り、被害者等に支払った費用（見舞費用・損壊財物復旧費用等）を補償します。
※損壊財物復旧費用は、他人の物が修理・再取得されたことが確認できる場合に限り補償します。
補償の詳細は補償概要でご確認ください。

●育英･学業（学資）費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害（ケガ）補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●借家人賠償責任補償

お子様があやまって借用戸室を損壊し、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

●生活用動産補償

お子様が所有する身の回り品や家財などに、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額（修理費または時価額のいずれか低い金額）を補償します。※眼鏡など一部補償対象外の物があります。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

● 特定感染症補償

お子様が補償期間中に法令で定める特定感染症（一類～三類感染症）（注）を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。※補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。（注）「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

●救援者費用等補償

お子様が旅行で遭難した場合などに、捜索救助費、親族などが現地へ向かう交通費・宿泊費、現地からの移送費などを補償します。

補償期間
（保険期間）

2027年4月1日午前0時 から 2031年3月31日午後4時 まで
（学業費用の支払対象期間終了日2031年3月31日）

おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)			A プラン	B プラン	C プラン	D プラン
制度掛金（保険料）（一時払）			55,010円	47,810円	72,110円	63,100円
基本	個人・受託品賠償責任（1事故あたり支払限度額）時価額超過修理等費用セット		国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円
基本	被害者見舞費用補償（1事故あたり支払限度額）		10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
基本	育英費用（一時金） ★		300 万円	300 万円	300 万円	300 万円
基本	学業(学資)費用★（支払年度あたり支払限度額）		100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
基本	傷害（ケガ）補償	死亡保険金 ●■★	300 万円	200 万円	300 万円	200 万円
基本	傷害（ケガ）補償	後遺障害保険金 ●■★▲（障害の程度によって）	300 ～約 12 万円	200 ～約 8 万円	300 ～約 12 万円	200 ～約 8 万円
基本	傷害（ケガ）補償	入院保険金 ●■★▲ 日額(180日限度)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
基本	傷害（ケガ）補償	手術保険金 ●■★（1事故あたり1回）手術の際の入院の有無によって入院保険金（日額）の	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
基本	傷害（ケガ）補償	通院保険金 ●■★▲ 日額(90日限度)	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円
特約	細菌性食中毒補償【補償範囲を拡大する特約】		●の補償項目が補償対象となります	●の補償項目が補償対象となります	●の補償項目が補償対象となります	●の補償項目が補償対象となります
特約	借家人賠償責任（1事故あたり支払限度額）		補償されません	補償されません	1,000万円	1,000万円
特約	生活用動産補償（保険年度あたり支払限度額）(自己負担額 火災なし、盗難3万円、その他1万円)		補償されません	補償されません	100 万円	70 万円
特約	地震・噴火・津波補償【補償範囲を拡大する特約】		★の補償項目が補償対象となります	★の補償項目が補償対象となります	★の補償項目が補償対象となります	★の補償項目が補償対象となります
特約	熱中症補償【補償範囲を拡大する特約】		■の補償項目が補償対象となります	■の補償項目が補償対象となります	■の補償項目が補償対象となります	■の補償項目が補償対象となります
特約	特定感染症補償（葬祭費用セット300万円限度）【補償範囲を拡大する特約】		▲の補償項目が補償対象となります	▲の補償項目が補償対象となります	▲の補償項目が補償対象となります	▲の補償項目が補償対象となります
特約	救援者費用等補償●（保険年度あたり支払限度額）		300 万円	300 万円	300 万円	300 万円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。
※各プランの保険金額、制度掛金（保険料）は、過去の実績等をもとに加入者５００名以上の場合の団体割引を適用したものです。

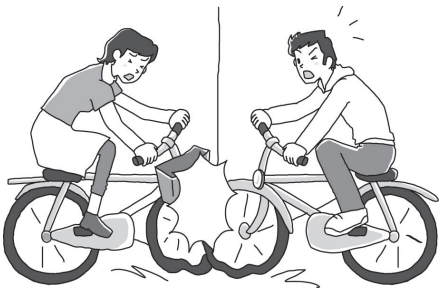
保険金お支払例

【補償内容：Cプランの場合】

個人・受託品賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人・受託品賠償責任
15,745,000円

育英・学業（学資）費用

保険金合計

4,000,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

●育英費用・・・ **3,000,000円**

●学業（学資）費用・ **1,000,000円**



傷害（ケガ）

保険金合計

50,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・ **30,000円**
（3,000円×10日）

●通院保険金・・・ **20,000円**
（2,000円×10日）



重要

ご加入いただく皆様へ

補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）は下記から必ずご確認ください。

補償概要

https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo

重要事項説明書

https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu

補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。
また、約款はこちらからご確認いただけます。（https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo）
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

・個人・受託品賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償などの補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。
・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。・共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。
・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合せください。

■取扱代理店・扱者
インターナショナルトラスト
TEL：06-6967-8121 FAX：06-6967-8059
〒:570-0014 大阪府 守口市 藤田町 6丁目
16番11号

■引受保険会社
幹事会社
AIG損害保険株式会社
学校契約センター
TEL：076-443-8740
（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く）
〒:930-0856 富山市牛島新町5－5 タワー111

非幹事会社
東海日動

※各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社は他の非幹事保険会社の業務の代理・代行を行います。